

令和 8 年 10 月 18 日 執行

横浜市長選挙

公費負担のしおり

横浜市選挙管理委員会

目 次

1	公費負担の制度	1
2	公費負担の種類	1
3	公費負担の限度額	1
4	公費負担の前提となる事項	1
5	選挙運動用自動車の使用の公費負担	2
6	選挙運動用ビラ作成の公費負担	3
7	選挙運動用ポスター作成の公費負担	4
8	手続きと時期	5
9	候補者届出書類の事前相談	7
10	公費負担フロー図	8
	・一般輸送契約、自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約	8
	・個別契約の燃料供給契約	9
	・選挙運動用ビラ、ポスターの作成	10
11	各種様式	11
	(1) 選挙運動用自動車の使用	11
	(2) 選挙運動用ビラの作成	35
	(3) 選挙運動用ポスター作成	49
12	各種契約書の書式例	63
	・自動車賃貸借契約書	64
	・選挙運動用自動車燃料供給契約書	66
	・自動車運転契約書	68
	・選挙運動用ビラ作成契約書	70
	・選挙運動用ポスター作成契約書	72
	＜参考資料＞公費負担制度 Q & A	75
	◎ 横浜市選挙管理委員会事務局連絡先	78

1 公費負担の制度

横浜市長選挙における候補者に対して、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成にかかる経費について、一定の条件の範囲内で、契約業者等からの請求に基づき、横浜市が直接業者等へ支払いを行う制度です。

したがって、限度額の範囲内である限り、候補者が業者等に支払いをする必要はありません。なお、公費負担制度を利用するか否かは候補者の任意です。

2 公費負担の種類

- (1) 下記いずれかの方式による選挙運動用自動車の使用（詳細はP.2を御確認ください）
 - ア 一般運送契約（ハイヤー方式）
 - イ 個別契約（自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用）
- (2) 選挙運動用ビラの作成（詳細はP.3を御確認ください）
- (3) 選挙運動用ポスターの作成（詳細はP.4を御確認ください）

3 公費負担の限度額

公費により負担される金額は、それぞれ限度額が定められています。限度額を上回る額で契約した場合、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うことになります。契約の際は、候補者と業者等の間で支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となります。実際の使用額にかかわらず限度額まで負担する制度ではありませんので御注意ください。

4 公費負担の前提となる事項

- (1) 有償契約の締結
候補者と相手方の業者等との間で、有償契約の締結が必要です。
- (2) 契約書等の作成
契約書等の作成が必要です。
- (3) 契約届出書等の提出（詳細はP.5を御確認ください）
契約をした際は、立候補の届出後直ちに、横浜市選挙管理委員会に契約届出書の提出が必要です。その際、(2)で作成した契約書等の写しを添付してください。
- (4) 確認申請（詳細はP.5を御確認ください）
一部の契約については、当該契約に係る金額又は枚数が、公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受ける必要があります。

- (5) 一定の得票数

公費負担は、供託物を没収されない候補者のみが受けることができます。横浜市長選挙においては、**得票数が有効投票総数×10分の1に達する場合**となります。したがって、選挙期日後でないと公費負担を受けられるかどうか確定しませんので、御注意ください。

5 選挙運動用自動車の使用の公費負担

(1) 契約方式

公費負担となる選挙運動用自動車の契約方式は、次のいずれかの方式です。

ア 一般運送契約（ハイヤー方式）

道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者との契約であり、燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。いわゆる「ハイヤー方式」といわれるものです。

イ 個別契約

自動車の借入れ、燃料供給、運転手の雇用について個別に契約を締結する方式です。

(2) 選挙運動用自動車の公費負担の限度額

選挙運動用自動車の公費負担の額は原則として、1日あたりの上限単価×最大14日（立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲）で算出します。なお、**上限に満たない場合は、実際に要した経費及び日数により算出された額が公費負担の限度となります。**

ア 一般輸送契約の場合：1日あたりの上限単価は64,500円です。

【公費負担の限度額】64,500円×14日＝903,000円（税込）

イ 個別契約の場合

- ・自動車の借入れ契約（レンタル方式）

1日あたりの上限単価は16,100円です。

【公費負担の限度額】16,100円×14日＝225,400円（税込）

- ・燃料供給契約

【公費負担の限度額】107,800円（税込）※1日あたりの上限額の定めはありません

- ・運転手の雇用契約

1日あたりの上限単価は12,500円です。

【公費負担の限度額】12,500円×14日＝175,000円（税込）

<選挙運動用自動車の使用>

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額（税込）	1の契約と2の契約はいずれか一つを選択
1	一般運送契約 （ハイヤー方式）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金 （1日について1台に限る）	903,000円（1日64,500円×14日）	
2 個別契約	① 自動車の借入れ契約 （レンタル方式）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金 （1日について1台に限る）	225,400円（1日16,100円×14日）	
	② 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	107,800円 限度額は7,700円×14日で算出されます ※1日あたりの限度額の定めはありません	
	③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬 （1日について1人に限る）	175,000円（1日12,500円×14日）	

6 選挙運動用ビラ作成の公費負担

選挙運動用ビラ作成の公費負担の額は1枚あたりの作成単価×作成枚数で算出します。
ただし、公費負担される単価及び枚数にはそれぞれ上限があります。なお、**上限に満たない場合は、実際に要した単価及び枚数により算出された額が公費負担の限度**となります。

(1) 上限枚数

70,000枚

(2) 上限単価

ア 作成枚数が5万枚以下の場合

上限単価は8円38銭です。

【公費負担の限度額】上限単価8円38銭×50,000枚=419,000円(税込)

イ 作成枚数が5万枚を超える場合

上限単価は次の計算式により算出されます。1銭未満の端数は切上げ

$\{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})\} \div \text{作成枚数}$

したがって仮に7万枚作成した場合、上限単価は7円60銭です。

【公費負担の限度額】上限単価7円60銭×70,000枚=532,000円(税込)

＜選挙運動用ビラの作成＞

	上限単価	上限枚数	公費負担の限度額(税込)
作成枚数が5万枚以下の場合	8円38銭	50,000枚 (2種類以内)	5万枚作成した場合 419,000円(8円38銭×5万枚)
作成枚数が5万枚を超える場合	作成枚数によって 変動	70,000枚 (2種類以内)	7万枚作成した場合 532,000円(7円60銭×7万枚)

7 選挙運動用ポスター作成の公費負担

選挙運動用ポスター作成の公費負担の額は1枚あたりの作成単価×作成枚数で算出します。ただし、公費負担される単価及び枚数にはそれぞれ上限があります。なお、**上限に満たない場合は実際に要した単価及び枚数により算出された額が公費負担の限度**となります。

(1) 上限枚数

9,390枚 市内全域のポスター掲示場数(4,695箇所)の2倍の数です。

(2) 上限単価

上限単価は選挙区内のポスター掲示場の数によって異なりますが、500箇所を超える場合は、次の計算式により算出されます。1円未満の端数は切上げ

$$\{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)\} \div \text{ポスター掲示場数}$$

したがって今回の市長選挙の場合、**上限単価は158円**です。

【公費負担の限度額】 上限単価 158円×9,390枚=1,483,620円(税込)

<選挙運動用ポスターの作成>

上限単価	上限枚数	公費負担の限度額(税込)
158円	9,390枚 (ポスター掲示場数(4,695箇所)の2倍)	1,483,620円 (158円×9,390枚)

【参考】 上限単価の計算式 1円未満の端数は切上げ

①選挙区内のポスター掲示場の数が500以下の場合

$$\text{上限単価} : (586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}) \div \text{ポスター掲示場数}$$

②選挙区内のポスター掲示場の数が500を超える場合

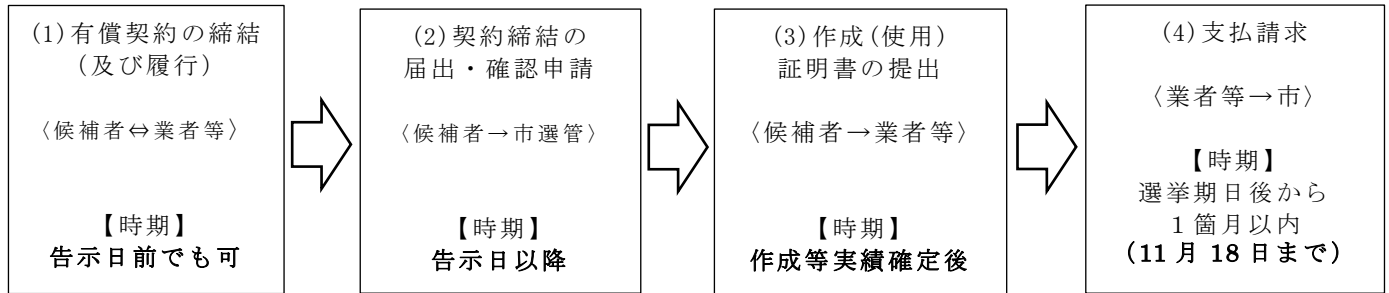
上限単価 :

$$\{609,690\text{円} \times ※1 + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)\} \div \text{ポスター掲示場数}$$

$$※1 : 609,690\text{円} = 586\text{円}88\text{銭} \times 500 + 316,250\text{円}$$

8 手続と時期

手続きの流れ



(1) 有償契約の締結（及び履行）【告示日前でも可】

候補者と相手方の業者等との間で有償契約を締結します。相手方はそれぞれのサービス等の提供を業としている者に限られます。

ただし、選挙運動用自動車の使用の個別契約（自動車の借入れ・燃料代・運転書の雇用）の場合は、業としていない相手方でも対象となります。相手方が候補者と生計を同じくする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりません。

(2) 契約締結の届出・確認申請【告示日以降】

契約を締結した候補者は、立候補届出の際に（告示日以降に契約を締結した場合は締結後直ちに）契約届出書と契約書の写しを、横浜市選挙管理委員会に提出します。

下記アについては契約の届出と同時に確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代・・・公費負担の限度額内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成・・・作成上限枚数内であることの確認
- ・選挙運動用ポスターの作成・・・作成上限枚数内であることの確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。
- ・確認申請書の写し又は控えを保管するようにしてください。

確認申請を2回以上に分けて行う場合、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があります。

ウ 確認書の受領

- ・申請に基づき市選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・受領した確認書は、直ちに業者等に提出してください。

確認書は、業者等が(4)の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。

< 契約締結の届出・確認申請の際に必要な提出書類 >

公費負担の種類			提出書類（候補者→市選挙管理委員会）			
			契約届出書		契約書の写し	確認申請書
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約（ハイヤー方式）		○ 〈 公－1 （151） 〉		○	不要
	個別契約	自動車の借入れ契約（レンタル方式）	○ 〈 公－1 （151） 〉			不要
		燃料供給契約【注意】				○ 〈 公－2 （152） 〉
		運転手の雇用契約				不要
	選挙運動用ビラの作成		○ 〈 公－12 （162） 〉			○ 〈 公－13 （163） 〉
選挙運動用ポスターの作成		○ 〈 公－18 （168） 〉		○ 〈 公－13 （163） 〉		

※ 「○」は提出必要、「〈〉」は様式番号。

※ 公費負担制度を利用しない場合、上記書類の提出は不要です。

《燃料供給契約についての注意》

燃料供給契約については、給油のつど、業者等から自動車登録番号又は車両番号（業者等の手書き可）、供給した日付・量・金額が記載された「給油伝票」を受領してください。「給油伝票」の原本は保管し、写しを(3)の使用証明書とあわせて業者等に提出してください。

なお、この「給油伝票」の写しは、業者等が横浜市に対して(4)の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。（給油伝票の詳細は P. 74 を御確認ください）

(3) 作成（使用）証明書の業者等への提出【実績確定後】

候補者は有償契約を締結した業者ごとに「作成（使用）証明書」を作成し、業者等に提出します。

なお、この「作成（使用）証明書」は、業者等が横浜市に対して(4)の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。

(4) 支払請求【令和8年11月18日まで】

経費の請求は、選挙期日後に、候補者と契約を締結した業者等が行います。あらかじめ候補者から業者等にお支払いまでの手続きの流れを御説明ください。

請求書に基づいて、口座振込により市から業者等へ直接お支払いします。振込先の記入誤りを防ぐため、通帳（口座番号、口座名義が確認できる部分）の写しの提供をお願いします。

《選挙運動費用収支報告書についての注意》

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費は、公費負担を受けた場合であっても「選挙運動費用収支報告書」に、支出として全額計上（記入）する必要があります。

なお、選挙運動用自動車の使用については記載不要です。

< 支払請求の際に必要な提出書類 >

公費負担の種類		提出書類（業者等→市選挙管理委員会）				
		確認書	作成（使用） 証明書	請求書	請求内訳書	通帳の 写し
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約 （ハイヤー方式）	不要	○ 〈 公-4（154） 〉	○ 〈 公-7（157） 〉	○ 〈 公-8（158） 〉	任意
	自動車の 借入れ契約 （レンタル方式）	不要	○ 〈 公-4（154） 〉	○ 〈 公-7（157） 〉	○ 〈 公-9（159） 〉	
	個別契約 燃料供給契約	○ 〈 公-3（153） 〉	○ 〈 公-5（155） 〉	○ 〈 公-7（157） 〉 給油伝票の 写しも添付	○ 〈 公-10（160） 〉	
	運転手の 雇用契約	不要	○ 〈 公-6（156） 〉	○ 〈 公-7（157） 〉	○ 〈 公-11（161） 〉	
	選挙運動用ビラの作成	○ 〈 公-14（164） 〉	○ 〈 公-15（165） 〉	○ 〈 公-16（166） 〉	○ 〈 公-17（167） 〉	
選挙運動用ポスターの作成		○ 〈 公-20（170） 〉	○ 〈 公-21（171） 〉	○ 〈 公-22（172） 〉	○ 〈 公-23（173） 〉	

※ 「○」は提出必要、「〈 〉」は様式番号。

※ 「確認書」と「作成（使用）証明書」は候補者から業者等に提出したもの。

ア 提出期限

令和 8 年 11 月 18 日（水）まで

イ 請求書の提出先（郵送または持参）

住所 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 17 階
横浜市選挙管理委員会事務局
電話 671-3335

ウ 請求書の提出の際の注意

（ア） 請求書の印鑑は契約書と同じものにしてください。（法人の場合は代表印）

（イ） 順番に手続きを行うため、多少お時間がかかります。あらかじめ御了承ください。

9 候補者届出書類の事前相談

公費負担に関する事務が円滑に行われるよう、次の期間と場所において、(2)に記載のある契約届出書等について、事前相談を行います。

事前に、お越しになる日時を御連絡ください。御協力をお願いします。

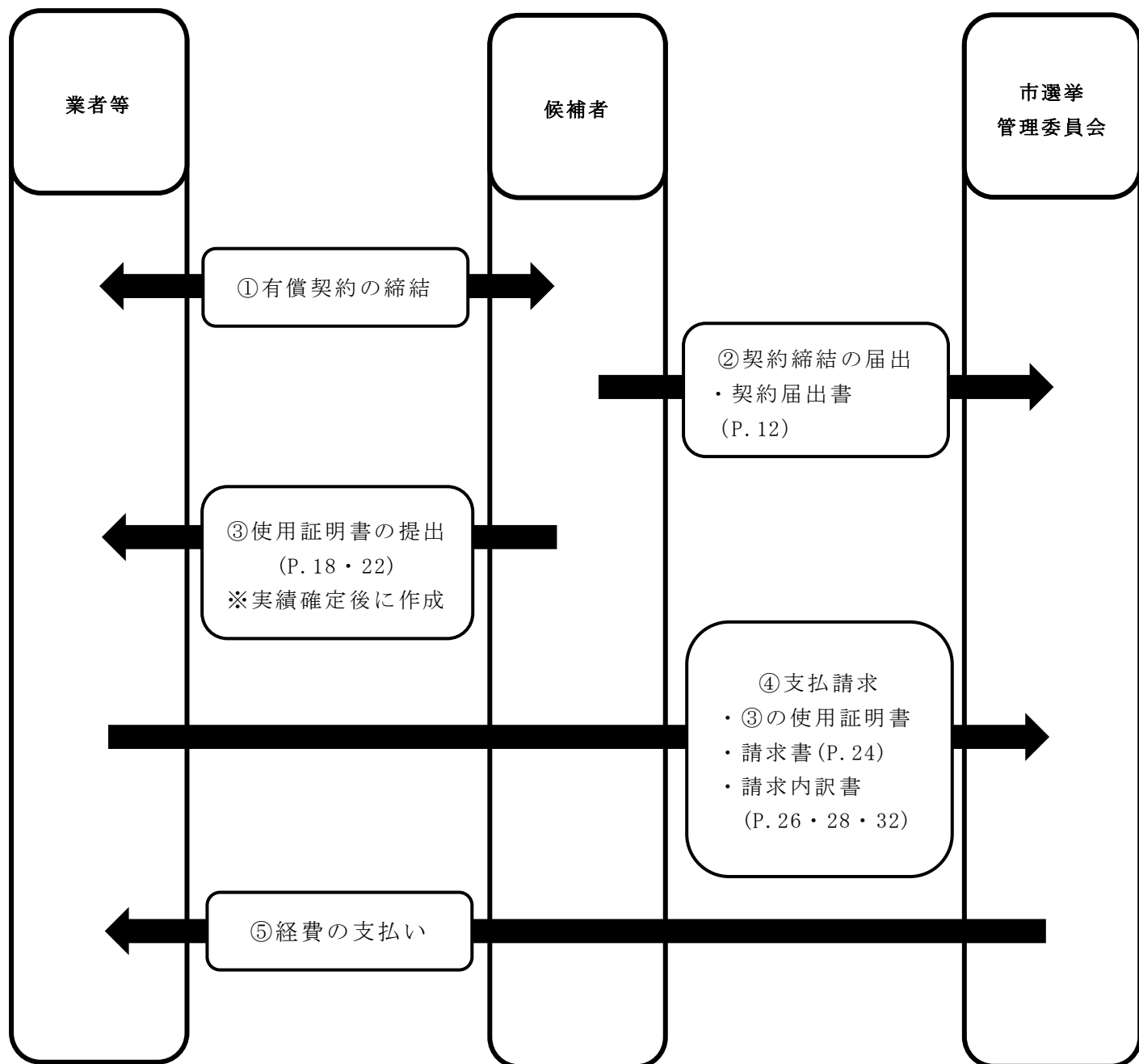
期 間 9 月 14 日（月）から 10 月 2 日（金）まで

※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、毎日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分
（12 時から 13 時を除く）まで

場 所 横浜市選挙管理委員会事務局（横浜市府舎 17 階）

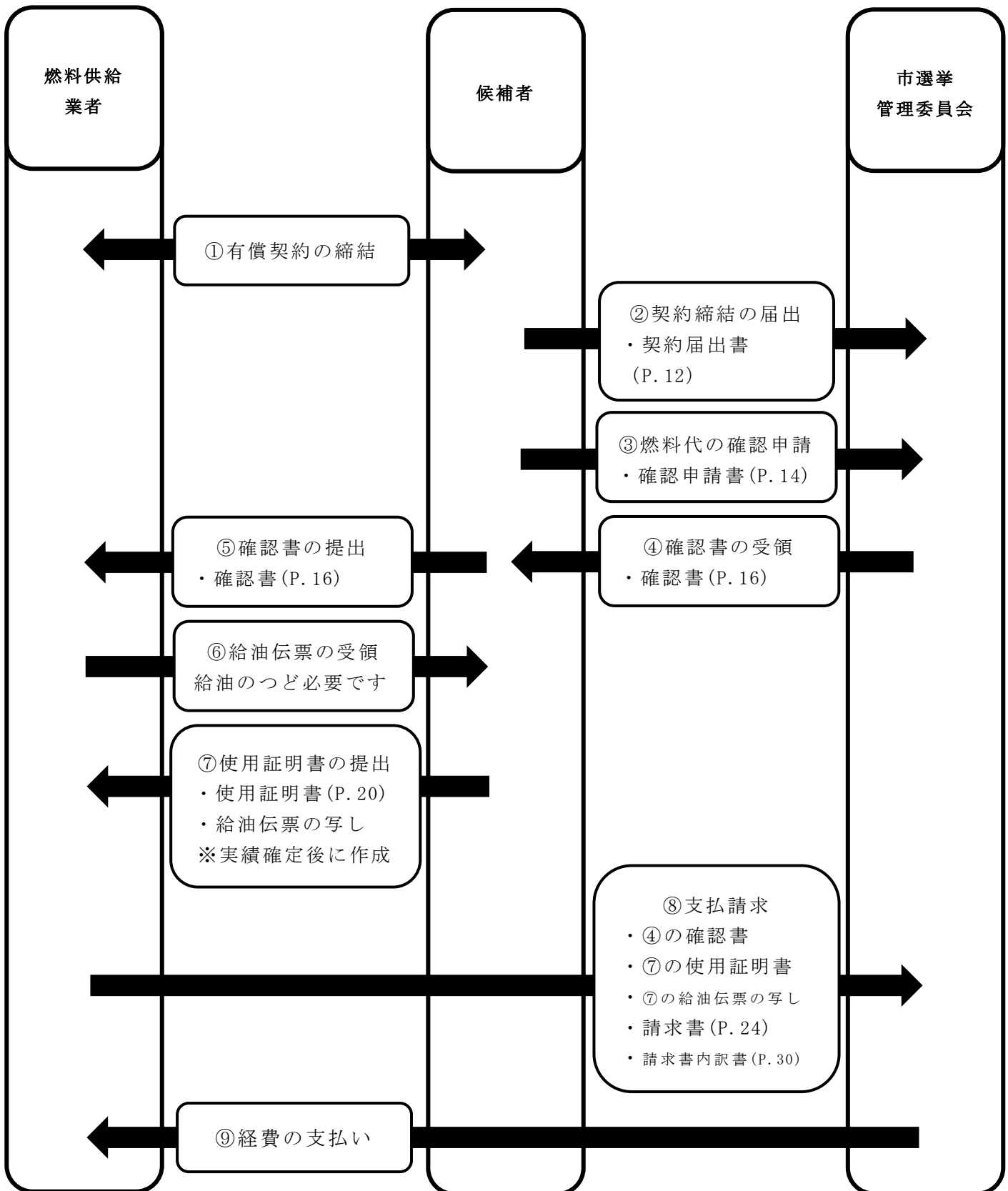
10 公費負担フロー図

一般輸送契約、自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約



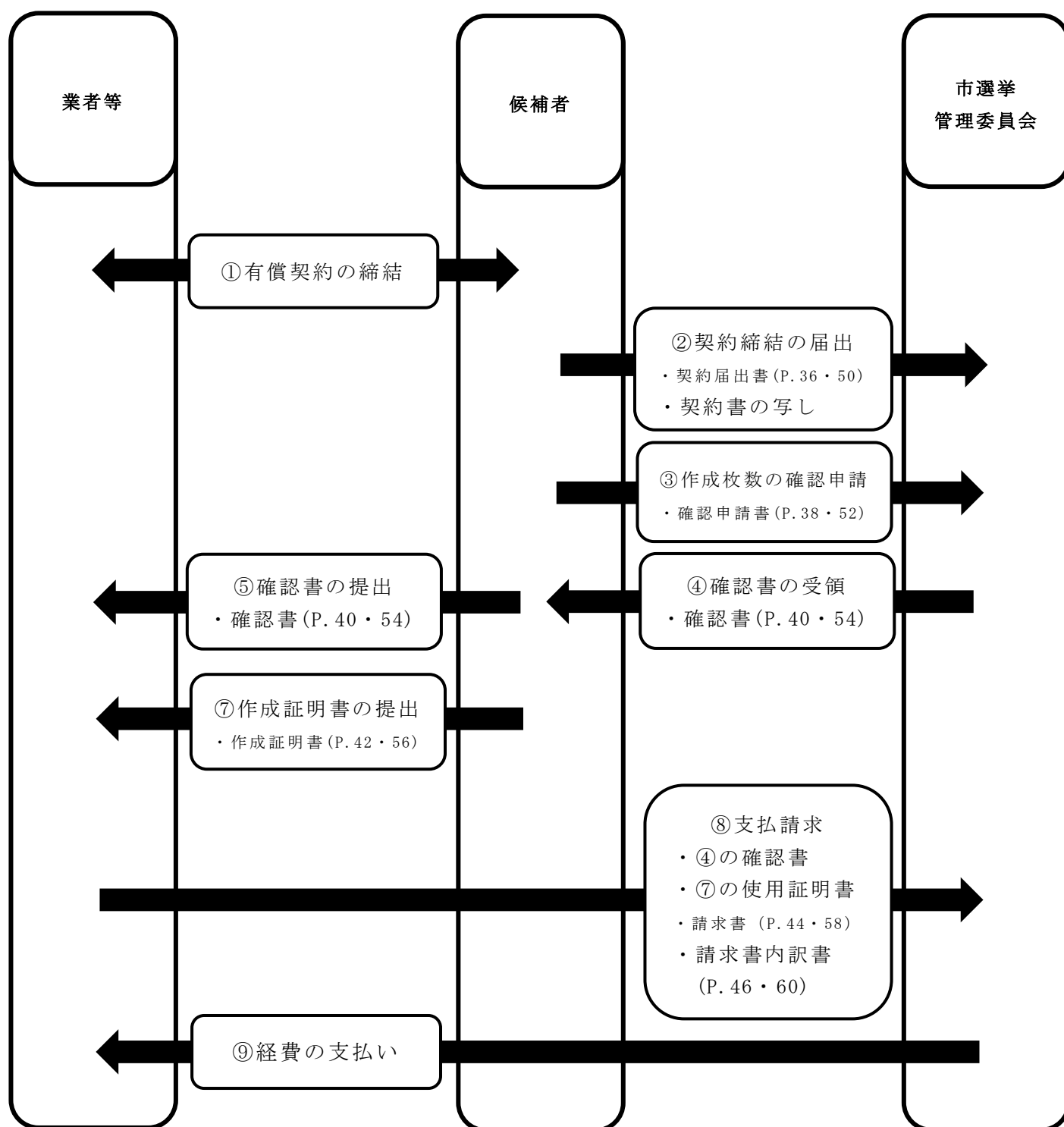
供託物が没収される候補の経費については、④の支払請求をすることができません。

個別契約の燃料供給契約



- ・ ③の確認申請は、複数の事業者と契約する際は事業者ごとに行ってください。
提出した確認申請書は必ずコピーを保管してください。
- ・ すでに確認済みの金額がある場合、前回までの累積金額を記載する必要があります。
- ・ 供託物が没収される候補の経費については、⑧の支払請求をすることができません。

選挙運動用ビラ、ポスターの作成



- ・ ③の確認申請は、複数の事業者と契約する際は事業者ごとに行ってください。
提出した確認申請書は必ずコピーを保管してください。
- ・ すでに確認済みの枚数がある場合、前回までの累積枚数を記載する必要があります。
- ・ 供託物が没収される候補の経費については、⑧の支払請求をすることができません。

11 各種様式

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

令和 8 年 10 月 18 日執行 横浜市長選挙

候 補 者 _____

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約《タクシー・ハイヤー方式》による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年		月 日	円	
月 日	(電話)	月 日		
年		月 日	円	
月 日	(電話)	月 日		

2 1 に掲げる場合以外《レンタル方式》の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車 の借 入 れ	年		月 日	円	
	月 日	(電話)	月 日		
燃 料 代	年		月 日	円	
	月 日	(電話)	月 日		
運 転 手 の 雇 用	年		月 日	円	
	月 日	(電話)	月 日		
	年		月 日	円	
	月 日	(電話)	月 日		

備 考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2 の「契約内容」欄の「燃料代」の「備考」欄には、燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号を記載してください。
- 燃料代についての公費負担の対象となるのは、公職選挙法第 141 条第 1 項の規定により候補者が選挙運動のために使用する 1 台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。

<記 載 例>

第 7 号様式の 6 その 1 (候補者→市選管)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

〇年〇〇月〇〇日

* 選管への届出日を記入

横浜市選挙管理委員会委員長

令和 8 年 10 月 18 日執行 横浜市長選挙

候補者 横浜 ○男

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約《タクシー・ハイヤー方式》による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年		月 日	円	
月 日	(電話)	月 日		
年		月 日	円	
月 日	(電話)	月 日		

2 1に掲げる場合以外《レンタル方式》の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車 の 借 入 れ	〇年 〇〇月〇〇日	横浜市〇〇区〇〇町1-2-3 選挙 △子 (電話) 045-XXX-XXXX	〇月 〇日 ～ 〇月 〇日	円 210,000	
	年 月 日	(電話) * 契約書の内容を転記します。	月 日 ～ 月 日	円	
燃 料 代	〇年 〇〇月〇〇日	横浜市〇〇区〇〇町7-8-9 関内石油(株) 代表取締役 根岸 ×男 (電話) 045-XXX-XXXX	245 ℓ	円 50,100	トヨタハイエース 横浜〇〇 さ★★★★
	年 月 日	(電話)	ℓ	円	
運 転 手 の 雇 用	〇年 〇〇月〇〇日	横浜市〇〇区〇〇町4-5-6 山手 □男 (電話) 045-XXX-XXXX	〇月 〇日 ～ 〇月 〇日	円 175,000	
	年 月 日	(電話)	月 日 ～ 月 日	円	

備 考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2の「契約内容」欄の「燃料代」の「備考」欄には、燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号を記載してください。
- 燃料代についての公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。

公一 1 (151)

自動車燃料代確認申請書

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者

次の自動車燃料代につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

確認申請金額 _____ 円

1 契約年月日	年 月 日
2 (1)契約の相手方の氏名又は名称	
(2)契約の相手方の住所	
(3)契約の相手方の代表者氏名(法人のみ)	
3 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号	(車種) (登録番号)

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 金 額 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備 考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 自動車の燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により**候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。**
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会(市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会)に提出してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数について、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

自動車燃料代確認申請書

〇年〇〇月〇〇日

横浜市選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行 横浜市長

候補者 横浜 〇男

次の自動車燃料代につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

確認申請金額 50,100 円

1 契約年月日	〇年 〇〇月 〇〇日
2 (1)契約の相手方の氏名又は名称	関内石油(株)
(2)契約の相手方の住所	横浜市〇〇区〇〇町7-8-9
(3)契約の相手方の代表者氏名(法人のみ)	代表取締役 根岸 ×男
3 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号	(車種) トヨタハイエース (登録番号) 横浜〇〇 さ★★★★

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 済 金 額 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	50,100 円	50,100 円
燃料代計 (a) + (b)	50,100 円	50,100 円
備 考		

備 考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 自動車の燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により**候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。**
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会（市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を經由して横浜市選挙管理委員会）に提出してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数について、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

自動車燃料代確認書

確認番号 第 号

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

1 選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
2 候補者の氏名	
3 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号	(車種) (登録番号)
4 確認金額	円

備考

- この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車はこの確認書に記載された自動車が該当します。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、横浜市に支払を請求することはできません。

自動車燃料代確認書

確認番号 第 号

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

公 印

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

1 選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
2 候補者の氏名	横浜 ○男
3 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号	(車種) (登録番号) トヨタハイエース 横浜○○ さ★★★★
4 確認金額	50,100 円

備 考

- この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車はこの確認書に記載された自動車が該当します。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、横浜市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日
令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 ㊞

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

運送等契約区分 (該当する箇所を○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約《タクシー・ハイヤー方式》による場合			2 左に掲げる場合以外《レンタル方式》の場合	
運送事業者等の氏名又は名称					
運送事業者等の住所					
運送事業者等の代表者氏名(法人のみ)					
車種及び登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考		
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			

備考

- 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約《タクシー・ハイヤー方式》による場合 64,500円
 - (2) (1)以外《レンタル方式》の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者が指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、横浜市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

~~候補者~~ **横浜 ○男**

横
浜

[illegible]

1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2 運送事業者等が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、横浜市に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約《タクシー・ハイヤー方式》による場合 64,500 円

(2) (1)以外《レンタル方式》の場合 16,100 円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

7 5の場合には候補者が指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、横浜市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 ㊟

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称					
燃料供給業者の住所					
燃料供給業者の代表者氏名 (法人のみ)					
燃料供給年月日	燃料供給を受けた自動車の車種及び登録番号	燃料供給量 (a)	契約単価 (b)	燃料供給金額 (a) × (b)	備 考
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	
年 月 日		0	円	円	

備 考

- この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、**給油伝票**（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 燃料供給業者が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により**候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており**、その自動車には候補者から燃料供給業者に提出された確認書（横浜市選挙管理委員会委員長が発行したもの）に記載された自動車が該当します。
- この証明書及び給油伝票の写しを発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

<記載例>

第7号様式の9 その2（候補者→燃料供給業者→市長（市選管経由））

投票日以降の日付を
記入してください。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

○年○月○日

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 横浜 ○男

横浜

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称	関内石油（株）				
燃料供給業者の住所	横浜市○○区○○町7-8-9				
燃料供給業者の代表者氏名 （法人のみ）	代表取締役 根岸 ×男				
燃料供給年月日	燃料供給を受けた自動車の車種及び登録番号	燃料供給量 （a）	契約単価 （b）	燃料供給金額 （a）×（b）	備考
○年○月○日	トヨタエース 横浜00 さ★★★★	25ℓ	180円	4,500円	
○年○月○日	〃	15ℓ	180円	2,700円	
○年○月○日	〃	20ℓ	180円	3,600円	
○年○月○日	〃	15ℓ	180円	2,700円	
○年○月○日	〃	10ℓ	180円	1,800円	
○年○月○日	〃	20ℓ	180円	3,600円	
○年○月○日	〃	15ℓ	180円	2,700円	
○年○月○日	〃	15ℓ	180円	2,700円	
○年○月○日	〃	25ℓ	180円	4,500円	
○年○月○日	〃	10ℓ	180円	1,800円	
○年○月○日	〃	20ℓ	180円	3,600円	
○年○月○日	〃	15ℓ	180円	2,700円	
○年○月○日	〃	15ℓ	180円	2,700円	
○年○月○日	〃	25ℓ	180円	4,500円	

備考

- この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、**給油伝票**（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 燃料供給業者が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により**候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており**、その自動車には候補者から燃料供給業者に提出された確認書（横浜市選挙管理委員会委員長が発行したもの）に記載された自動車が該当します。
- この証明書及び給油伝票の写しを発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

公-5(155)

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

年 月 日

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者

㊞

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

運転手の氏名		
運転手の住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備 考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、横浜市に支払を請求することはできません。

<記 載 例>

第7号様式の9 その3（候補者→運転手→市長（市選管経由））

投票日以降の日付を
記入してください。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

〇年〇〇月〇〇日

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 **横浜 〇男**

横
浜

契約書と同じ印を押印してください。

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

運転手の氏名	山手 〇男	
運転手の住所	横浜市〇〇区〇〇町4-5-6	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	
〇年〇〇月〇〇日	12,500円	

備 考

- この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、横浜市に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の借入れ、燃料供給、運転手の雇用)

年 月 日

横 浜 市 長

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名 ⑩

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求種類 (該当箇所に○)	I 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約《タクシー・ハイヤー方式》による場合 II Iに掲げる場合以外《レンタル方式》の場合 1. 自動車の借入れ 2. 燃料代 3. 運転手の雇用				
2 請求金額	円				
3 内 訳	別紙請求内訳書のとおり				
4 選 挙 名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙				
5 候 補 者 の 氏 名					
6 振 込 先	(金融機関名)	種	1. 普通預金	口座 番号	
	(支 店 名)	目	2. 当座預金		
	(フリガナ)				
口座名義人					

備 考

- この請求書は、候補者から受領した以下の書類と「請求内訳書」を添付し、選挙の期日後すみやかに提出してください。
ア 自動車の借入れの場合 「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」
イ 燃料供給の場合 「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」、「自動車燃料代確認書」及び「給油伝票の写し」
ウ 運転手の雇用の場合 「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」
- 候補者が供託物を没収された場合には、横浜市に支払を請求することはできません。
- 請求書の印については、契約書に押印したものと同一の印鑑で押印してください。
- 燃料代についての公費の支払の請求をすることができるのは、「自動車燃料代確認書」(横浜市選挙管理委員会委員長が発行したものに記載された自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限られています。

<記載例>

第7号様式の11 その1（業者等→市長（市選管経由））

請 求 書

投票日以降の日付にしてください

（選挙運動用自動車の借入れ、燃料供給、運転手の雇用）

〇年〇〇月〇〇日

横 浜 市 長

（郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇）

住 所 横浜市〇〇区〇〇町1-2-3

氏 名 選挙 △子
（法人にあっては名称及び代表者氏名）

電話番号 045 (× × ×) × × × ×

契約書と同じ印を押印してください。

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求種類 (該当箇所に○)	I 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約《タクシー・ハイヤー方式》による場合 II Iに掲げる場合以外《レンタル方式》の場合 ① 自動車の借入れ 2. 燃料代 3. 運転手の雇用				
2 請求金額	135,000 円				
3 内 訳	別紙請求内訳書のとおり				
4 選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙				
5 候補者の氏名	横浜 ○男				
6 振込先	(金融機関名) 〇〇銀行	種	①. 普通預金	口座番号	× × × × × × ×
	(支店名) 〇〇支店	目	2. 当座預金		
	(フリガナ) センキョ △コ				
	口座名義人	選挙 △子			

備 考

- この請求書は、候補者から受領した以下の書類と「請求内訳書」を添付し、選挙の期日後すみやかに提出してください。
 - ア 自動車の借入れの場合 「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」
 - イ 燃料供給の場合 「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」、「自動車燃料代確認書」及び「給油伝票の写し」
 - ウ 運転手の雇用の場合 「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」
- 候補者が供託物を没収された場合には、横浜市に支払を請求することはできません。
- 請求書の印については、契約書に押印したものと同一の印鑑で押印してください。
- 燃料代についての公費の支払の請求をすることができるのは、「自動車燃料代確認書」（横浜市選挙管理委員会委員長が発行したものに記載された自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるもの）に限られています。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	64,500円	円	
合 計			円	

備 考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

<記 載 例>

第7号様式の11 その1（別 紙）その1

請 求 内 訳 書（Ⅰ ハイヤー方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
○年○○月○○日	(64,000 円) × 1 台 = <u>64,000</u> 円	6 4 , 5 0 0 円	64,000 円	
合 計			576,000 円	

備 考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア) (契約単価) × 1 台 = 借入れ金額	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
年 月 日	(円) × 1 台 = 円	16,100円	円	
計			円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 内 訳 書 (Ⅱ-1 自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア) (契約単価) × 1 台 = 借入れ金額	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
○年○○月○○日	(15,000 円) × 1 台 = 15,000 円	16,100 円	15,000 円	
計			210,000 円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合）

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた自動車の車種及び登録番号	販売金額(ア) (契約単価) × (ℓ) = 販売金額	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
年 月 日		(円) × (ℓ) = 円			
計		円	円	円	

備 考

- 1 燃料代についての公費の支払の請求をすることができるのは、「自動車燃料代確認書」（横浜市選挙管理委員会委員長が発行したもの）に記載された自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限られています。
- 2 「販売年月日」、「燃料の供給を受けた自動車の車種及び登録番号」、「販売金額（ア）」については、燃料の供給ごとに記載してください。
- 3 「基準限度額（イ）」の（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 4 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

<記 載 例>

第7号様式の11 その1（別 紙）その2

請 求 内 訳 書（Ⅱ-2 燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた自動車の車種及び登録番号	販売金額(ア) (契約単価) × (ℓ) = 販売金額	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
○年 ○○月○○日	トヨタハイース 横浜00 さ★★★★	(180 円) × (25 ℓ) = 4,500 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (15 ℓ) = 2,700 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (20 ℓ) = 3,600 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (15 ℓ) = 2,700 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (10 ℓ) = 1,800 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (20 ℓ) = 3,600 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (15 ℓ) = 2,700 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (15 ℓ) = 2,700 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (25 ℓ) = 4,500 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (10 ℓ) = 1,800 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (20 ℓ) = 3,600 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (15 ℓ) = 2,700 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (15 ℓ) = 2,700 円			
○年 ○○月○○日	"	(180 円) × (25 ℓ) = 4,500 円			
計		44,100 円	50,100 円	44,100 円	

備 考

- 1 燃料代についての公費の支払の請求をすることができるのは、「自動車燃料代確認書」（横浜市選挙管理委員会委員長が発行したもの）に記載された自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限られています。
- 2 「販売年月日」、「燃料の供給を受けた自動車の車種及び登録番号」、「販売金額（ア）」については、燃料の供給ごとに記載してください。
- 3 「基準限度額（イ）」の（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 4 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合）

（3）運転手

雇用年月日	報酬(ア) (契約単価) × 1人 ＝報酬	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
年 月 日	(円) × 1人 ＝ 円	12,500円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書（Ⅱ-3 運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合）

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア) (契約単価) × 1人 ＝報酬	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
○年○月○日	(12,500円) × 1人 ＝12,500円	12,500円	12,500円	
計			175,500円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 選挙運動用ビラの作成

ビラ作成契約届出書

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

令和 8 年 10 月 18 日執行 横浜市長選挙

候 補 者 _____

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	

備 考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

<記 載 例>

第 7 号様式の 6 その 2 (候補者→市選管)

ビ ラ 作 成 契 約 届 出 書

○年○○月○○日

* 選管への届出日を記入

横浜市選挙管理委員会委員長

令和 8 年 10 月 18 日執行 横浜市長選挙

候 補 者 横浜 ○男

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
○年 ○○月○○日	(株)せんきょ印刷 横浜市○○区○○町123 代表取締役 鶴見 ☆子 (電話) 045-XXX-XXXX	枚 50,000	円 500,000	
年 月 日	* 契約書の内容を転記します。 (電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	

備 考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者

次のビラ作成枚数につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

確認申請枚数 枚

1 契約年月日	年 月 日
2 (1)契約の相手方の氏名又は名称	
(2)契約の相手方の住所	
(3)契約の相手方の代表者氏名 (法人のみ)	

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会（市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会）に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

<記載例>

第7号様式の7 その2（候補者→市選管）

ビラ作成枚数確認申請書

〇年〇〇月〇〇日

*選管への届出日を記入

横浜市選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 横浜 〇男

次のビラ作成枚数につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

確認申請枚数 50,000 枚

1 契約年月日	〇年 〇〇月 〇〇日
2 (1)契約の相手方の氏名又は名称	(株)せんきょ印刷
(2)契約の相手方の住所	横浜市〇〇区〇〇町123
(3)契約の相手方の代表者氏名 (法人のみ)	代表取締役 鶴見 ☆子

*今回の選挙で初めての申請であれば、この欄は「0」です。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	50,000 枚	50,000 枚
枚 数 計 (a) + (b)	50,000 枚	50,000 枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会（市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会）に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

公-13(163)

ビラ作成枚数確認書

確認番号 第 号

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

1 選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
2 候補者の氏名	
3 確認枚数	枚

備考

- この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。

ビラ作成枚数確認書

確認番号 第 号

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

公 印

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

1 選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
2 候補者の氏名	横浜 ○男
3 確認枚数	60,000 枚

備 考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。

ビ ラ 作 成 証 明 書

年 月 日
令和 8 年 10 月 18 日 執行 横浜市長選挙
候 補 者 _____ 印

次のとおりビラを作成したことを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称	
ビラ作成業者の住所	
ビラ作成業者の代表者氏名（法人のみ）	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

- 備 考
- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
- ア 横浜市議会議員選挙
8,000 枚
- イ 横浜市長選挙
70,000 枚
- (2) 限度額
- ア 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合
- 8 円 38 銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額
- イ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合
- $$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{確認された作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{確認された作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- 上限単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

<記載例>

第7号様式の10 その1 (候補者→ビラ作成業者→市長(市選管経由))

ビラ作成証明書

〇年〇〇月〇〇日

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 横浜 〇男



次のとおりビラを作成したことを証明します。 契約書と同じ印を押印してください。

ビラ作成業者の氏名又は名称	(株)せんきょ印刷
ビラ作成業者の住所	横浜市〇〇区〇〇町123
ビラ作成業者の代表者氏名(法人のみ)	代表取締役 鶴見 ☆子
作成枚数	60,000 枚
作成金額	600,000 円
備考	

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

- ア 横浜市議会議員選挙
8,000 枚
- イ 横浜市長選挙
70,000 枚

(2) 限度額

- ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

$$8 \text{ 円} 38 \text{ 銭 (単価)} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

- イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{確認された作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{確認された作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$

$$\text{上限単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請 求 書

(ビ ラ の 作 成)

年 月 日

横 浜 市 長

(郵便番号 ー)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ ()

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額	円				
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり				
3 選 挙 名	令和 8 年10月18日執行 横浜市長選挙				
4 候 補 者 の 氏 名					
5 振 込 先	(金融機関名) _____	種 目	1. 普通預金	口座 番号	
	(支 店 名) _____		2. 当座預金		
	(フリガナ)				
口座名義人					

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書（横浜市選挙管理委員会が発行したもの）及びビラ作成証明書を添付し、選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、横浜市に支払を請求することはできません。
- 3 請求書の印については、契約書に押印したものと同一の印鑑を押印してください。

<記載例>

第7号様式の11 その2（業者等→市長（市選管経由））

請 求 書

（ビラの作成）

投票日以降の日付にしてください

〇年〇〇月〇〇日

横 浜 市 長

契約書と同じ印を押印してください。

（郵便番号 〇〇〇－〇〇〇〇）

住 所 横浜市〇〇区〇〇町123

（株）せんきょ印刷

氏 名 代表取締役 鶴見 ☆子

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

電話番号 045（×××）××××

代
表

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1	請求金額	456,000 円					
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3	選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙					
4	候補者の氏名	横浜 ○男					
5	振込先	(金融機関名)	〇〇銀行	種 目	①. 普通預金	口座番号	× × × × × × ×
		(支店名)	〇〇支店		2. 当座預金		
		(フリガナ) カ)センキョインサツ ダイヒョウトリシマリヤク ツルミ ☆コ					
		口座名義人 (株)せんきょ印刷 代表取締役 鶴見 ☆子					

備 考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書（横浜市選挙管理委員会が発行したもの）及びビラ作成証明書を添付し、選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、横浜市に支払を請求することはできません。
- 請求書の印については、契約書に押印したものと同一の印鑑を押印してください。

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価 A	枚数 B	金 額 A × B = C	単価 D	枚数 E	金 額 D × E = F	単価 G	枚数 H	金 額 G × H = I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
10.0	50,000	500,000	8.38	50,000	419,000	8.38	50,000	419,000	

作成金額と基準限度額の
単価・枚数を比べ、少ない方の額・枚数を記載してください。

備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) ビラ作成枚数確認書(横浜市選挙管理委員会委員長が発行したもの)により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 **8 円38銭**
 - (2) 同確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{確認された作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{確認された作成枚数}} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- 2 E欄には、同確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 I欄には、1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

ポスター作成契約届出書

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

令和 8 年 10 月 18 日執行 横浜市長選挙

候補者

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	

備 考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

<記 載 例>

第7号様式の6 その3（候補者→市選管）

ポ ス タ ー 作 成 契 約 届 出 書

○年○月○日

*選管への届出日を記入

横浜市選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候 補 者 横浜 ○男

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
○年 ○月○日	(株)せんきょ印刷 横浜市○○区○○町123 代表取締役 鶴見 ☆子 (電話) 045-XXX-XXXX	枚 8,000	円 960,000	
年 月 日	*契約書の内容を転記します。 (電話)	枚	円	
年 月 日	 (電話)	枚	円	

備 考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者

次のポスター作成枚数につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

確認申請枚数 枚

1 契約年月日	年 月 日
2 (1)契約の相手方の氏名又は名称	
(2)契約の相手方の住所	
(3)契約の相手方の代表者氏名 (法人のみ)	

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会（市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会）に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

ポスター作成枚数確認申請書

○年○月○日

*選管への届出日を記入

横浜市選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 横浜 ○男

次のポスター作成枚数につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

確認申請枚数 8,000 枚

1 契約年月日	○年 ○月 ○日
2 (1)契約の相手方の氏名又は名称	(株)せんきょ印刷
(2)契約の相手方の住所	横浜市○○区○○町123
(3)契約の相手方の代表者氏名 (法人のみ)	代表取締役 鶴見 ☆子

*初めての申請であれば、この欄は「0」です。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	8,000 枚	8,000 枚
枚 数 計 (a) + (b)	8,000 枚	8,000 枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会（市議会議員の選挙にあつては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会）に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

ポスター作成枚数確認書

確認番号 第 号

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

1 選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
2 候補者の氏名	
3 確認枚数	枚

備 考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。

ポスター作成枚数確認書

確認番号 第 号

年 月 日

横浜市選挙管理委員会委員長

公 印

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

1 選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
2 候補者の氏名	横浜 ○男
3 確認枚数	8,000 枚

備 考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

年 月 日
令和 8 年 10 月 18 日執行 横浜市長選挙
候 補 者 _____ ㊞

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称	
ポスター作成業者の住所	
ポスター作成業者の代表者氏名（法人のみ）	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	箇所

備 考

1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数×2 枚

(2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

<記載例>

第7号様式の10 その2 (候補者→ポスター作成業者→市長(市選管経由))

確認書交付後の日付を
記入してください。

ポスター作成証明書

〇年〇〇月〇〇日

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

候補者 横浜 〇男

横
浜

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

契約書と同じ印を押印してください。

ポスター作成業者の氏名又は名称	(株)せんきょ印刷
ポスター作成業者の住所	横浜市〇〇区〇〇町123
ポスター作成業者の代表者氏名(法人のみ)	代表取締役 鶴見 ☆子
作成枚数	8,000 枚
作成金額	960,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	4,695 箇所

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が横浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、横浜市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

請 求 書

(ポ ス タ ー の 作 成)

年 月 日

横 浜 市 長

(郵便番号 ー)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ ()

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額	円				
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり				
3 選 挙 名	令和 8 年10月18日執行 横浜市長選挙				
4 候 補 者 の 氏 名					
5 振 込 先	(金融機関名) _____	種 目	1. 普通預金	口座 番号	
	(支 店 名) _____		2. 当座預金		
	(フリガナ)				
口座名義人					

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書（横浜市選挙管理委員会が発行したもの）及びポスター作成証明書を添付し、選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、横浜市に支払を請求することはできません。
- 3 請求書の印については、契約書に押印したものと同一の印鑑を押印してください。

<記載例>

第7号様式の11 その3（業者等→市長（市選管経由））

請 求 書

（ポスターの作成）

投票日以降の日付にしてください。

〇年〇〇月〇〇日

横 浜 市 長

契約書と同じ印を押印してください。

（郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇）

住 所 横浜市〇〇区〇〇町123

（株）せんきょ印刷

氏 名 代表取締役 鶴見 ☆子

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

電話番号 045（×××）××××

代
表

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1	請求金額	960,000 円					
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3	選挙名	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙					
4	候補者の氏名	横浜 ○男					
5	振込先	(金融機関名)	〇〇銀行	種 目	①. 普通預金	口座 番号	×××××××
		(支店名)	〇〇支店		2. 当座預金		
		(フリガナ) カ)センキョインサツ ダイヒョウトリシマリヤク ツルミ ☆コ					
		口座名義人 (株)せんきょ印刷 代表取締役 鶴見 ☆子					

備 考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書（横浜市選挙管理委員会が発行したもの）及びポスター作成証明書を添付し、選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、横浜市に支払を請求することはできません。
- 請求書の印については、契約書に押印したものと同一の印鑑を押印してください。

12 各種契約書の書式例

- 参考までに、それぞれの項目の契約書書式の見本を添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。
- 契約書の印鑑は、請求書と同じものにしてください。また法人の場合は、必ず代表者印を押印してください。
- 候補者名は、通称でも結構です。

自動車賃貸借契約書

賃借人 _____ を甲とし、貸貸人 _____ を乙として、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

2 自動車の種類

3 登録番号

4 賃貸借の期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで (_____ 日間)

5 契約金額 (税込)

1 日につき _____ 円とし、総額 _____ 円とする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

(法人の場合名称及び代表者氏名)

備 考

- 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書には、その期間を含めないこととする。
- 2 乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

自動車賃貸借契約書(作成例)

賃借人 **横浜 ○男** を甲とし、貸貸人 **選挙 △子** を乙として、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

2 自動車の種類

トヨタハイエース

3 登録番号

横浜○○ さ★★★★

4 賃貸借の期間

令和 ○年 ○○月 ○○日から令和 ○年 ○○月 ○○日まで (○日間)

5 契約金額(税込)

1 日につき **15,000** 円とし、総額 **210,000** 円とする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 ○年○○月○○日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所 **横浜市○○区○○町1-1**

氏 名 **横浜 ○男**

横
印
浜

乙 住 所 **横浜市○○区○○町1-2-3**

氏 名 **選挙 △子**

選
印
挙

(法人の場合名称及び代表者氏名)

*** 法人の場合は、代表者印を押印**

備 考

- 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書には、その期間を含めないこととする。
- 2 乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

発注者 _____ を甲とし、供給人 _____ を乙として、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで（ _____ 日間）

2 供給場所

所在地

名 称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

車 種

登録番号

4 契約金額（税込）

円（1ℓ当たり単価（税込） _____ 円 × _____ ℓ（期間中の予定数量））

5 請求及び支払

この契約に基づく燃料供給代金については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、燃料供給代金が横浜市に請求する額を超えるときは、甲は乙に対し、その超える額をすみやかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

（法人の場合名称及び代表者氏名）

備 考

1 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間とする。

2 乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用自動車燃料供給契約書(作成例)

発注者 **横浜 ○男** を甲とし、供給人 **関内石油(株)** を乙として、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 ○年 ○○月 ○○日から令和 ○年 ○○月 ○○日まで (○日間)

2 供給場所

所在地 **横浜市○○区○○町7-8-9**

名 称 **関内石油(株)**

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

車 種 **トヨタハイエース**

登録番号 **横浜○○ さ★★★★**

4 契約金額(税込)

50,100 円 (1ℓ当たり単価(税込) **180** 円 × **245** ℓ (期間中の予定数量))

5 請求及び支払

この契約に基づく燃料供給代金については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、燃料供給代金が横浜市に請求する額を超えるときは、甲は乙に対し、その超える額をすみやかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 ○年○○月○○日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所 **横浜市○○区○○町1-1**

氏 名 **横浜 ○男**

横
浜
印

乙 住 所 **横浜市○○区○○町7-8-9**

氏 名 **関内石油(株) 代表取締役 根岸 ×男**

代
表
印

(法人の場合名称及び代表者氏名)

* 法人の場合は、代表者印を押印

備 考

1 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間とする。

2 乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

自動車運転契約書

雇用人 _____ を甲とし、被雇用人 _____ を乙として、選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間及び時間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで（ _____ 日間）

原則として毎日午 _____ 時 _____ 分から午 _____ 時 _____ 分までとする。

2 契約金額（税込）

1 日につき _____ 円とし、総額 _____ 円とする。

3 運転する車両の車種及び登録番号

車 種 _____ 登録番号 _____

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

備 考

- 1 運転する期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間とすること。したがって、立候補届出前から運転している場合でもこの契約書には、その期間を含めないこと。
- 2 乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

自動車運転契約書(作成例)

雇用人 **横浜 ○男** を甲とし、被雇用人 **山手 □男** を乙として、選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間及び時間

令和 ○年 ○○月 ○○日から令和 ○年 ○○月 ○○日まで (○日間)

原則として毎日午**前** ○ 時 ○ 分から午**後** ○ 時 ○ 分までとする。

2 契約金額(税込)

1日につき **12,500** 円とし、総額 **175,000** 円とする。

3 運転する車両の車種及び登録番号

車 種 **トヨタハイエース** 登録番号 **横浜○○ さ★★★★**

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 ○年○○月○○日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所 **横浜市○○区○○町1-1**

氏 名 **横浜 ○男**

横
印
浜

乙 住 所 **横浜市○○区○○町4-5-6**

氏 名 **山手 □男**

山
印
手

備 考

- 1 運転する期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間とすること。したがって、立候補届出前から運転している場合でもこの契約書には、その期間を含めないこと。
- 2 乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用ビラ作成契約書

発注者 _____ を甲とし、請負者 _____ を乙として、選挙運動ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 142 条に規定する選挙運動用ビラ

2 数 量

枚

3 契約金額（税込）

1 枚につき _____ 円とし、総額 _____ 円とする。

4 納入期限

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

（法人の場合名称及び代表者氏名）

備 考

乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用ビラ作成契約書(作成例)

印
紙

発注者 **横浜 ○男** を甲とし、請負者 **(株)せんきょ印刷** を乙として、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 142 条に規定する選挙運動用ビラ

2 数 量

60,000 枚

3 契約金額(税込)

1 枚につき **10.00** 円とし、総額 **600,000** 円とする。

4 納入期限

令和 **○**年 **○○**月 **○○**日とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

印紙税法に基づき、必要な場合は印紙を貼ってください。

契約金額が公費負担上限額(532,000 円)を超えていますが、契約は行えます。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 **○**年 **○○**月 **○○**日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所 **横浜市○○区○○町1-1**

氏 名 **横浜 ○男**

横
浜

乙 住 所 **横浜市○○区○○町123**

氏 名 **(株)せんきょ印刷 代表取締役 鶴見 ☆子**

代
表

(法人の場合名称及び代表者氏名)

* 法人の場合は、代表者印を押印

備 考

乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用ポスター作成契約書

発注者 _____ を甲とし、請負者 _____ を乙として、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定する選挙運動用ポスター

2 数 量

枚

3 契約金額（税込）

1 枚につき _____ 円とし、総額 _____ 円とする。

4 納入期限

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

（法人の場合名称及び代表者氏名）

備 考

乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用ポスター作成契約書(作成例)

印
紙

発注者 **横浜 ○男** を甲とし、請負者 **(株)せんきょ印刷** を乙として、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定する選挙運動用ポスター

2 数 量

8,000 枚

3 契約金額(税込)

1 枚につき **120** 円とし、総額 **960,000** 円とする。

4 納入期限

令和 **○**年 **○○**月 **○○**日とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき横浜市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は横浜市に請求ができない。

なお、横浜市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額をすみやかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 **○**年 **○○**月 **○○**日

甲 横浜市長選挙候補者

住 所 **横浜市○○区○○町1-1**

氏 名 **横浜 ○男**

横
浜

乙 住 所 **横浜市○○区○○町123**

氏 名 **(株)せんきょ印刷 代表取締役 鶴見 ☆子**

代
表

(法人の場合名称及び代表者氏名)

* 法人の場合は、代表者印を押印

備 考

乙が横浜市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑もこの契約書に押印したものを使用すること。

公費負担請求に必要な給油伝票（納品書）の例

【例 1】

納 品 書			
〇〇〇〇 様		△△石油株式会社	
供給年月日の記載		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇	
日付		自動車登録番号	
R〇〇.〇〇.〇〇		1 2 3 4	
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	25.3 ℓ	120 円	3,036 円
燃料供給量の記載		燃料供給金額の記載	
		合計	3,036 円

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号（ナンバー）のうち四けた以下のアラビア数字を記載（手書き可）

【例 2】

納 品 書	
供給年月日の記載	
〇〇年〇〇月〇〇日	
売上	〇〇〇〇 様
登録番号	1 2 3 4
レギュラーガソリン	25.3 ℓ
@ 1 2 0	¥3,036 円
合計	¥3,036 円
△△石油株式会社	
〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇	

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号（ナンバー）のうち四けた以下のアラビア数字を記載（手書き可）

燃料供給量の記載

燃料供給金額の記載

注意事項

納品書に自動車登録番号又は車両番号の表示ができない場合は業者等の手書きでも差し支えありません。

公費負担制度 Q & A

1 共通

(Q1) 限度額を下回る額で契約した場合は、実際に要した費用にかかわらず限度額まで定額で負担してもらえますか？

(A1) 限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となります。

また、限度額を上回る額で契約した場合、その上回る部分については候補者が直接業者等に支払うことになります。

(Q2) 契約届出書等の候補者名は通称でも可能ですか？

(A2) 可能です。

(Q3) 各契約書に収入印紙の貼付が必要ですか？

(A3) 契約が印紙税額一覧表に該当する場合だけ、印紙税が発生し、印紙を契約書に貼付ける必要があります。公費負担のための契約においては、ポスター作成及びビラ作成の契約書が「請負に関する契約書」に該当するため収入印紙の貼付が必要になります。

その他の選挙運動用自動車関係の契約書については、印紙税額が発生する文書にあたりませんので収入印紙の貼付の必要はありません。（なお、ハイヤー契約の場合は必要）

(Q4) 変更契約は可能ですか？

(A4) 変更契約書の写し、新たな契約届出書及び確認申請書の提出が必要です。

なお、当初届出時に交付した確認書を返還していただいた後に、新たな契約に基づく確認書を交付します。

2 選挙運動用自動車の使用

(1) 自動車の借入れ契約

(Q1) 自動車の借入れ契約に、自動車への看板やスピーカーの取付けなども含めることはできますか？

(A1) 公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車本体の借入れ金額に限られます。契約としてスピーカー等のレンタル代を含めて行うことは可能ですが、車両本体の借入れ代金とそれ以外の代金が明示された内訳書等が必要です。

(Q2) 選挙運動用自動車として電気（水素）自動車を使用することはできますか？

(A2) 限度額の範囲内で、借入れ経費について公費負担は可能です。燃料については、電気（水素）も燃料と解釈されるとの国の見解があります。ただし、ガソリン燃料と同様に、候補者と燃料供給業者との有償契約の締結や、電気（水素）の使用量が確認できる自動車登録番号が記載された伝票が必要です。

(2) 燃料代契約

(Q1) 契約金額の算出に際して、契約単価は固定で契約する必要がありますか？

(A1) 契約単価を見込額とし、執行後に実績を記載する使用証明書（燃料）の契約単価欄には実績の単価（日によって異なる）を記入してください。供給金額はそれに基づく金額を記入することになります。

なお、見込み単価で契約した場合でも、公費で負担できる金額は「自動車燃料代確認書」に記載された金額の範囲内となりますので、御注意ください。

(Q2) セルフ方式のガソリンスタンドは利用できないのですか？

(A2) 公費負担は燃料供給業者に対して費用を支払うことを前提とした仕組みです。そのため、セルフ方式のガソリンスタンドを利用する事は可能ですが、その場合でも公費負担を受けるために必要な諸手続きを定められたとおりに行うことが必要になります。

(Q3) 給油伝票は給油のつど、発行してもらう必要がありますか？

(A3) そのつど、発行してもらう必要があります。使用実績を記載する使用証明書は供給契約期間終了後に候補者から業者等へ提出します。

(3) 自動車運転者の雇用契約

(Q1) 1日に複数の運転手との契約は可能ですか？

(A1) 同一日に2人以上の選挙運動用自動車運転手と契約することは可能です。ただし、公費負担の対象となるのは、当該候補者の指定するいずれか1人の運転手のみです。

(Q2) 運転手2人を雇用する場合は契約書、契約届出書それぞれ2枚必要ですか？

(A2) 契約書はそれぞれと締結する必要がありますので2枚になります。契約届出書は1枚で2人まで記載可能なので1枚で結構です。

3 選挙運動用ビラ・ポスターの作成

(Q1) ビラ等の作成にかかるデザイン料についても公費負担の対象となりますか？

(A1) ビラ作成業者等とビラ作成の契約を締結して、選挙運動用ビラを作成した場合は、作成に要した費用は公費負担の対象となります。

(Q2) ビラ等の作成契約書について、印紙はどのような場合に貼る必要がありますか？

(A2) 契約金額が1万円以上の契約を締結した際に印紙を貼る必要があります。

（印紙税法 請負に関する契約1万円以上100万円以下は200円）

横浜市選挙管理委員会事務局 連絡先

郵便番号	所 在 地	電話番号	メールアドレス
231-0005	中区本町 6-50-10	671-3335	sk-senkan@city.yokohama.lg.jp